

会計年度任用職員制度に関する指定都市市長会要請

地方自治体における行政需要の多様化等に対応するため、地方公務員の臨時・非常勤職員は、現在、様々な分野で活用されており、地方行政の重要な担い手となっている。しかし、現行の臨時・非常勤職員に関する任用・勤務条件等に関する取扱いが不明確なため、各地方自治体によってその取扱いは異なっていた。

今般、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化等を目的に地方公務員法及び地方自治法が改正され、新たに会計年度任用職員制度が創設されることとなった。については、地方自治体の行政サービスや財政運営に大きな影響を及ぼすことがないよう、スムーズな制度移行が重要であるため、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

- 1 制度創設に伴い新たに支給する期末手当等の人件費やシステム関係経費等の所要額全額について、国において適切かつ確実な財政措置等を行うとともに、その内容について、早期の情報提供を行うこと。また、国庫補助負担金及び委託金の取扱いについても同様に、確実な財源措置を行うこと。
- 2 制度移行後も地方自治体において安定的かつ継続的な運用が可能となるよう、地域の実情等に十分配慮すること。また、今後、更なる制度変更の必要が生じた場合は、十分なスケジュールのもとで地方自治体の意見を聞く機会を設けること。

令和元年7月30日
指定都市市長会